

芦屋市総合計画審議会 意見一覧(第7回)【後期基本計画】

開催	発言者	原案に対する意見区分					質問	施策目標		意見		①意見に対する対応等	②後期(原案)の修正番号
		取組成果と後期課題	重点施策	重点取組	指標	該当箇所		意見内容					
									該当箇所	意見内容			
第7回	野村委員	○					1-1	P12	1-1 上から4行目	「高齢者や障がいのある人」と表記する必要があるのか。また、「問題なく」というよりも、「スムーズに」とした方がよいのではないかと。	表現については整理します。全体を通して、2「前期の取組成果」と「後期の課題」については箇条書きのような形にしたいと思っています。	①	
第7回	内山委員					○	1-1	P13	1-1	積極的な情報発信とはどのようなことを考えているのか。	地域に密着した広報を考えていく中で、地域の方からも情報提供を受け、双方向的に考えたいと思っています。「積極的な情報発信」を「地域からの情報発信」に修正しました。	②	
第7回	内山委員						1-1	P13	1-1-2	広報あしやを知らない市民の割合が4.8%で、手に入らない市民の割合が14.5%というのは、どのように理解すればいいか。手に入らないということは知らないのではないかと。関係がわからない。	いずれの回答も設問が違い(問19と問20)、分母が違うため割合が比較できないことが前提にありますが、市の広報紙として「広報あしや」を発行していることはご存じでも、新聞を購読されていない方、集会所等の公共施設に取りに行くことができない方などがおり、「手に入らない」と回答された方と理解しております。		
第7回	内山委員	○					1-3	P16	1-3 下から8行目	「自立した立場をとりつつ対等なパートナーとして」は意味が重なっているように思う。	「自立した立場をとりつつ」を削除しました。	③	
第7回	野村委員			○			3-2	P32	3-2-1 ④	取組とはどのようなことを行うかを具体的に書いたほうがいいのか。	取組の概要が分かるように修正しました。	④	
第7回	今川副会長			○			4-1	P36	4-1-3	「子どもたちが命や人権を大切に」は少し受け身のように感じる。子どもが救済を求めたり発言しやすい場について検討していく必要があるのではないかと。	学校では、CAP講習会等により、子どもたちが、自分の人権について理解し、様々な暴力から自らの心や体を守る学習も行っており、今後も継続して実施していきます。		
第7回	野村委員						4-1	P37	4-1	「4市民主体の取組」「学校ボランティアへの参加、協力」と表記されているが、教育ボランティア、学校支援ボランティアなど表記が混在している。違いがあればわかるように、なればまとめてほしい。	「学校ボランティアへの参加、協力」は、教育ボランティア、学校支援ボランティアの両方を併せ、「学校ボランティア」としていますので、ご意見を踏まえ、表記については、カッコ書きで内容を追記しました。	⑤	
第7回	今川副会長				○		4-2	P39	4-2-3	シチズンシップ教育(社会に積極的に参加、責任と良識ある市民を育てるための教育)も必要ではないかと。子どもたちが将来、市民としての十分な行動ができるよう、子どもの各年齢にふさわしい、参加・参画の場を設けてはどうか。	シチズンシップ教育については、子どもの発達段階に応じて、できることから進めていきたいと考えております。		
第7回	野村委員				○		4-2	P39	4-2-1 4-2-3 4-3-2	4-2-1の指標であしやキッズスクエアでのプログラム実施回数は1校単位のほうがわかりやすい。市全体で何回と見ても、市民にとってその成果がわからない。同様に、4-2-3、4-3-2の指標も。	ご指摘のありましたこれらの事業だけでなく、全体においても、指標の中で、対象となるものや事業を複合しているものがあります。それら複合している対象や事業の各々の進捗度に応じて成果が違ってくるため、個々の指標の中で、年度ごとに実績をすべて記載することは考えておりません。ご意見を踏まえ、再考しましたが、今後の進行管理では、各指標ごとの総計による現状値と年度ごとの実績値の把握により、実施したいと考えておりますので、記載方法は現行どおりといたします。		
第7回	野村委員	○					6-1	P52	6-1 上から9行目 6-1-1	「特定健診やがん検診において、受診率・接種率…」とあるが、接種率とあるのはなぜか。6-1-1③「定期予防接種の健診等」は何か。	接種率は予防接種のことについて記載しておりますが、文脈上わかりづらいため、修正しました。	⑥	
第7回	野村委員				○		7-1	P59	7-1	7-1-1、7-1-2で指標に同じ項目があるのはどうかと思う。	重要な指標であるため、重ねて記載しています。		
第7回	野村委員						7-1	P60	7-1	身近な施設の利用とあるが、どんな施設か具体的に表現するべきでは。	「地区集会所や介護保険施設の地域交流スペース等身近な施設の利用」に修正しました。	⑦	
第7回	野村委員	○					7-3	P64	7-3 1行目	「障がいへの普及啓発では」という言葉が理解できない。何か言葉が抜けているのではないかと。	1重点施策の1点目取組内容を記載しようとして、省略しています。1前期での重点施策に対して、2取組成果を対比した形に変えようと思っています。		
第7回	野村委員	○		○			11-2	P91	11-2 下から6行目	市外のかたを先に書くよりも、市民のかたを先に書いた方がいいのではないかと。重点取組①と②の順番についても同様。	今後の取組の重要度から、市外の方の啓発等の取組を先に記載していますが、重要度が分かるように修正しました。	⑧	

開催	発言者	原案に対する意見区分					質問	施策目標	意見		①意見に対する対応等	②後期(原案)の修正番号
		取組成果と後期課題	重点施策	重点取組	指標	該当箇所			意見内容			
第7回	上月委員	○					12-1	P94	12-1 下から1行目	既に自転車の賠償責任保険の加入が義務化となったので、表現の仕方を変えたほうがいい。	諮問時より状況が変化していますので、「義務化されたことから」と修正しました。	⑨
第7回(事後)	野村委員						15-1	P120	15-1-1	「市内に住み続けたい」と回答した人の割合と指標になっているが、1-1-2①と2-1-1①と同じ指標であるが、文言が違う。	1-1-2①と2-1-1②は同じ文言ですが、15-1-1①の文言が違っているので、15-1-1①を他の2か所に揃えました。	⑩
第7回	寺前委員				○		全体	-	-	指標が削除されたままで、新たな指標が掲載されていないが、指標がないままになるのか。	施策を数値化しにくいこともありますので、最初に示しました原案ではできかぎり何らかの指標を設定しようとしてきましたが、審議会の中でも進捗管理を行うに当たり、難しいのではないかとご意見もありましたので、削除し代わりになる指標を検討しましたが、現在適切な指標を設定できておりません。一部の施策ではこのようなことが生きてきます。ただ、全体の施策の中では0のものはありませんので、その中で反映させていただきます。	

※第5回の「①意見に対する対応等」に修正があったため、再度掲載

第5回	野村委員						その他		意見一覧 P2	「広報モニター」が、人のモニターとして回答されているが、物理的なモニターのことを述べたものなので、趣旨が異なっている。	今年度、市民課窓口前に設置する待ち番号案内装置横に広告モニターの併設を考えており、その広告モニターの一部の時間を利用して市からのお知らせを表示することを考えています。	
-----	------	--	--	--	--	--	-----	--	------------	---	---	--

※※創生総合戦略(原案)の見直しに伴い、修正を行った重点施策

4-1-2	⑪・⑫
4-1-3	⑬
4-2-1	⑭
13-1-2	⑮

第4次芦屋市総合計画 後期基本計画（原案）

平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度）

【第7回審議会意見修正版】

① 修正後

施策目標 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

(施策目標推進部：企画部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・様々な伝達手段を活用した、平易な表現での情報を発信します。
- ・市民発の情報や行政発の情報をテーマごとに整理し、発信します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

市政情報の伝達手段の活用では、従来からの広報紙、ホームページ等による発信に加え、新たにサンテレビの文字データ放送「まちナビ」による発信を実施するなど、拡充に取り組みました。特にその中でも、*ICT機器、スマートフォンやタブレット端末が普及してきていることから、ホームページの発信者である職員の研修等を実施し、誰もが問題なくアクセスできるホームページの制作に取り組むとともに、防災情報については即時発信に努めてきました。

また、市民から頂いた問い合わせ等を、「よくあるおたずね」(FAQ)としてカテゴリ別に掲載するなど、市民が使いやすい情報の整理を行ってきました。

しかし、近年は少子高齢化の進展や情報媒体の多様化など、情報を受け取る側である市民の環境も多様化しています。その中で効果的で効率的な市政情報を発信していくためには、伝えたい相手や内容によって情報提供の手段を選んで発信するなど、より伝わりやすい広報活動を行っていく必要があります。

そのため、市民ニーズを把握し既存の媒体を活用した情報提供の充実や、新しい広報媒体の活用についても検討を進めていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

1-1-1 市民が必要とする情報や行政が市民に届けたい情報を効果的に発信します。

(重点取組)

- ① 市民ニーズの把握と分析を行い、これまでの広報のあり方を検証します。
- ② 分かりやすい表現方法や、目にふれやすく、見つけやすい情報発信になっているか発信方法を見直すとともに、時代に合った広報媒体の活用も視野に入れて広報活動を充実させます。
- ③ より効果的で効率的な情報発信となるよう、職員の意識向上を目指します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
「広報あしや」の市民の満足度 (%)	58.1	↑	70.0
市ホームページの市民の満足度 (%)	49.5	↑	60.0
「広報あしや」を知らない市民の割合 (%)	4.8	↓	<u>0.0</u>
「広報あしや」が手に入らない市民の割合 (%)	14.5	↓	<u>0.0</u>
本市各課広報担当者の広報活動に関する研修会への参加率 (%/年)	83.3	↑	<u>100</u>

施策目標 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

(施策目標推進部：企画部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・様々な伝達手段を活用した、平易な表現での情報を発信します。
- ・市民発の情報や行政発の情報をテーマごとに整理し、発信します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

市政情報の伝達手段の活用では、従来からの広報紙、ホームページ等による発信に加え、新たにサンテレビの文字データ放送「まちナビ」による発信を実施するなど、拡充に取り組みました。特にその中でも、*ICT機器、スマートフォンやタブレット端末が普及してきていることから、ホームページの発信者である職員の研修等を実施し、高齢者や障がいのある人はもちろんのこと誰もが問題なくアクセスできるホームページの制作に取り組むとともに、防災情報については即時発信に努めてきました。

また、市民から頂いた問い合わせ等を、「よくあるおたずね」(FAQ)としてカテゴリ別に掲載するなど、市民が使いやすい情報の整理を行ってきました。

しかし、近年は少子高齢化の進展や情報媒体の多様化など、情報を受け取る側である市民の環境も多様化しています。その中で効果的で効率的な市政情報を発信していくためには、伝えたい相手や内容によって情報提供の手段を選んで発信するなど、より伝わりやすい広報活動を行っていく必要があります。

そのため、市民ニーズを把握し既存の媒体を活用した情報提供の充実や、新しい広報媒体の活用についても検討を進めていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

1-1-1 市民が必要とする情報や行政が市民に届けたい情報を効果的に発信します。

(重点取組)

- ① 市民ニーズの把握と分析を行い、これまでの広報のあり方を検証します。
- ② 分かりやすい表現方法や、目にふれやすく、見つけやすい情報発信になっているか発信方法を見直すとともに、時代に合った広報媒体の活用も視野に入れて広報活動を充実させます。
- ③ より効果的で効率的な情報発信となるよう、職員の意識向上を目指します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
「広報あしや」の市民の満足度 (%)	58.1	↑	70.0
市ホームページの市民の満足度 (%)	49.5	↑	60.0
「広報あしや」を知らない市民の割合 (%)	4.8	↓	<u>0.0</u>
「広報あしや」が手に入らない市民の割合 (%)	14.5	↓	<u>0.0</u>
本市各課広報担当者の広報活動に関する研修会への参加率 (%/年)	83.3	↑	<u>100</u>

② 修正後

1-1-2 本市の住宅都市としての魅力発信に繋がる情報提供に努めます。

(重点取組)

- ① 市民が芦屋に愛着や誇りを持てるように、本市の全国でも優れた住宅都市としての魅力について情報発信を行います。
- ② 魅力発信については、市民参画・協働の視点で取り組みます。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
<u>「定住意向」で、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合 (%)</u>	<u>84.6</u>	↑	<u>90.0</u>
<u>「居住地として芦屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合 (%)</u>	<u>42.0</u>	↑	<u>46.0</u>

4 市民主体による取組

- ◇行政が発信する情報の積極的な受信
- ◇地域からの情報発信

※前期基本計画において、本施策目標に記載していた下記の取組については、後期基本計画においては、下記の施策目標の中に記載しています。

- ① 在住外国人への情報発信については、施策目標 2-2 に記載
- ② 障がいのある人への情報発信については、施策目標 7-1 に記載

1-1-2 本市の住宅都市としての魅力発信に繋がる情報提供に努めます。

(重点取組)

- ① 市民が芦屋に愛着や誇りを持てるように、本市の全国でも優れた住宅都市としての魅力について情報発信を行います。
- ② 魅力発信については、市民参画・協働の視点で取り組みます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>「定住意向」で、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合（％）</u>	<u>84.6</u>	↑	<u>90.0</u>
<u>「居住地として芦屋市を選んだ理由」で「地域イメージが良い」と回答した割合（％）</u>	<u>42.0</u>	↑	<u>46.0</u>
<u>市民の声を生かして広報した件数（件／年）</u>	<u>＝</u>	↑	<u>5</u>
<u>市ホームページのFAQの掲載件数（件）</u>	<u>390</u>	↑	<u>510</u>

4 市民主体による取組

- ◇行政が発信する情報の積極的な受信
- ◇積極的な情報発信

※前期基本計画において、本施策目標に記載していた下記の取組については、後期基本計画においては、下記の施策目標の中に記載しています。

- ① 在住外国人への情報発信については、施策目標 2－2 に記載
- ② 障がいのある人への情報発信については、施策目標 7－1 に記載

③ 修正後

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

(施策目標推進部：企画部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・地域の課題を市民が主体となって解決するよう支援します。
- ・市民が主体となって進めるまちづくりの仕組みを市民と協働で見直します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

市民主体の地域課題解決への支援では、「*地域ひろば」と「*市民ひろば」を開催し、地域連携による平時の見守りと*災害時要援護者支援等の課題を協議する場を設定しました。また、地域のボランティアコーディネーター養成講座を実施し、リーダーの発掘と育成に取り組むほか、高齢者等の見守り活動として、「芦屋市地域見まもりネット」や、地域見守り拠点（打出商店街まごのて）の整備に取り組みました。

市民、地域主体のまちづくりを進めるルールや仕組みづくりでは、市民参画・協働を引き続き推進するため、平成 26 年度(2014 年度)に「第 2 次芦屋市市民参画協働推進計画」を策定し、計画に基づいた施策を推進しています。

また、自分たちのまちをより住みよい快適なまちにしていけるため、*まちづくり協定制度を導入するとともに、*まちづくり連絡協議会を立ち上げ、市内におけるまちづくりに関する課題と情報を共有できるようにしました。

今後も、自治会等の地縁組織と市は、対等なパートナーとしてまちづくりを行っていく必要がありますが、地域が抱える課題としては、役員の高齢化や、若年層の自治会への加入率の低下等などの問題があります。本市としては、地域活動に関する情報提供や協議を行いながら、地域活動が活発に行われるための環境づくりに努めていく必要があります。

また、地域の課題解決を図ることを目的とした行政の仕組みが複数存在するためわかりにくい状況となっており、行政の地域との関わり方を組織横断的に整理する必要があります。

さらに、地域間・団体間での連携や新たな活動参加者へのコーディネート機能の充実を図りながら、市民の自主的な活動が継続できる仕組みづくりを支援することが必要です。

3 後期 5 年の重点施策

1-3-1 市民主体の地域課題の解決と地域運営への取組を支援します。

(重点取組)

- ①自治会活動等に参加していない市民に自治会等の地域活動の大切さや楽しさなどを伝えるなど、地域活動が活性化するための支援を行います。
- ②まちづくりに関わる様々な主体が互いに交流し、事例の研究などによって知識を深め、地域におけるまちづくりを進めつつ、互いに連携する機会を充実します。

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

(施策目標推進部：企画部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・地域の課題を市民が主体となって解決するよう支援します。
- ・市民が主体となって進めるまちづくりの仕組みを市民と協働で見直します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

市民主体の地域課題解決への支援では、「*地域ひろば」と「*市民ひろば」を開催し、地域連携による平時の見守りと*災害時要援護者支援等の課題を協議する場を設定しました。また、地域のボランティアコーディネーター養成講座を実施し、リーダーの発掘と育成に取り組むほか、高齢者等の見守り活動として、「芦屋市地域見まもりネット」や、地域見守り拠点（打出商店街まごのて）の整備に取り組みました。

市民、地域主体のまちづくりを進めるルールや仕組みづくりでは、市民参画・協働を引き続き推進するため、平成 26 年度(2014 年度)に「第 2 次芦屋市市民参画協働推進計画」を策定し、計画に基づいた施策を推進しています。

また、自分たちのまちをより住みよい快適なまちにしていけるため、*まちづくり協定制度を導入するとともに、*まちづくり連絡協議会を立ち上げ、市内におけるまちづくりに関する課題と情報を共有できるようにしました。

今後も、自治会等の地縁組織と市は、自立した立場をとりつつ対等なパートナーとしてまちづくりを行っていく必要がありますが、地域が抱える課題としては、役員の高齢化や、若年層の自治会への加入率の低下等などの問題があります。本市としては、地域活動に関する情報提供や協議を行いながら、地域活動が活発に行われるための環境づくりに努めていく必要があります。

また、地域の課題解決を図ることを目的とした行政の仕組みが複数存在するためわかりにくい状況となっており、行政の地域との関わり方を組織横断的に整理する必要があります。

さらに、地域間・団体間での連携や新たな活動参加者へのコーディネート機能の充実を図りながら、市民の自主的な活動が継続できる仕組みづくりを支援することが必要です。

3 後期 5 年の重点施策

1-3-1 市民主体の地域課題の解決と地域運営への取組を支援します。

(重点取組)

- ①自治会活動等に参加していない市民に自治会等の地域活動の大切さや楽しさなどを伝えるなど、地域活動が活性化するための支援を行います。
- ②まちづくりに関わる様々な主体が互いに交流し、事例の研究などによって知識を深め、地域におけるまちづくりを進めつつ、互いに連携する機会を充実します。

④ 修正後

③長時間労働の抑制、育児休業や介護休暇の取得促進の啓発などにより、子育てや介護を支える環境整備の推進に取り組み、*ワーク・ライフ・バランスを促進します。

④女性の職業生活における活躍を推進するため、計画を策定し、相談等の支援を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「芦屋市男女共同参画推進条例」の認知度（%）	43.6	↑	57.0
市附属機関等における女性委員の割合（%）	37.2	↑	40.0

3-2-2 性別による人権侵害の防止・啓発に努めます。

（重点取組）

- ①配偶者等からの暴力による被害者への相談窓口を充実し、被害者の早期発見・安全確保を図り、幅広い関係機関の連携のもと、切れ目のない自立支援を行います。
- ②暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識を浸透させながら、性差別による暴力防止についての啓発を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*DV相談室の認知度（%）	31.7	↑	50.0

4 市民主体による取組

- ◇男女共同参画の意識の高揚
- ◇*ワーク・ライフ・バランスの正しい理解
- ◇暴力は犯罪行為を含む重大な人権侵害であるとの認識
- ◇*DV等の被害を未然に防ぐ、または、最小限にとどめるための早期相談

[関連する課題別計画]

- 第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン（H25～H29）
- 芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画（H23～H29）

③長時間労働の抑制，育児休業や介護休暇の取得促進の啓発などにより，子育てや介護を支える環境整備の推進に取り組み，*ワーク・ライフ・バランスを促進します。

④女性の職業生活における活躍を推進するための取組を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「芦屋市男女共同参画推進条例」の認知度（%）	43.6	↑	57.0
市附属機関等における女性委員の割合（%）	37.2	↑	40.0

3-2-2 性別による人権侵害の防止・啓発に努めます。

（重点取組）

- ①配偶者等からの暴力による被害者への相談窓口を充実し，被害者の早期発見・安全確保を図り，幅広い関係機関の連携のもと，切れ目のない自立支援を行います。
- ②暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識を浸透させながら，性差別による暴力防止についての啓発を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*DV相談室の認知度（%）	31.7	↑	50.0
*DV防止啓発グッズ配布数（個／年）	2,207	±	3,000

4 市民主体による取組

- ◇男女共同参画の意識の高揚
- ◇*ワーク・ライフ・バランスの正しい理解
- ◇暴力は犯罪行為を含む重大な人権侵害であるとの認識
- ◇*DV等の被害を未然に防ぐ，または，最小限にとどめるための早期相談

[関連する課題別計画]

- 第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン（H25～H29）
- 芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画（H23～H29）

⑤ 修正後

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
中学校における不登校生徒の割合（％）	3.3	↓	1.9
全国体力・運動能力調査結果で全国平均以上の種目の割合（％）	10.0	↑	20.0

4-1-4 教職員の専門性及び指導力の向上に取り組めます。

（重点取組）

- ①様々な教育課題に適切に対応できる教職員を育成するため、キャリアステージ（経験年数・校務分掌等）や課題に応じた研修機会の充実を図ります。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
教職員新規採用～5年次研修講座の受講者数（人／年）	166	↑	275

4-1-5 心やすらぐ充実した教育環境の整備を計画的に進めます。

（重点取組）

- ①子どもが、快適で充実した環境の中で学校園生活が送れるように、「公共施設の保全計画」に基づき、山手中学校、精道中学校の建替に着手するほか、各学校園施設の整備を実施するとともに、教育備品の整備を計画的に行います。
- ②教職員が、子どもと向き合う時間を確保できるように、外部人材の活用や教育現場の*ICT化など、校務の効率化に総合的に取り組めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*ICT化によって、子どもと向き合う時間が増えたと感じる教職員の割合（％）	—	↑	67.0

4 市民主体による取組

- ◇学校ボランティア（教育ボランティア、学校支援ボランティア）への参加，協力
- ◇*家読の推進
- ◇スマートフォン，SNS等の正しい理解

[関連する課題別計画]

第2期芦屋市教育振興基本計画（H28～H32）

芦屋市いじめ防止基本方針（H26～）

公共施設の保全計画（H24）

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
<u>中学校における不登校生徒の割合（％）</u>	<u>3.3</u>	↘	<u>1.9</u>
*スクールソーシャルワーカーの学校でのケース会議等における指導助言、関係機関との連携回数（回／年）	13	↔	33
全国体力・運動能力調査結果で全国平均 <u>以上の種目の割合（％）</u>	<u>10.0</u>	↗	<u>20.0</u>

4-1-4 教職員の専門性及び指導力の向上に取り組みます。

（重点取組）

- ①様々な教育課題に適切に対応できる教職員を育成するため、キャリアステージ（経験年数・校務分掌等）や課題に応じた研修機会の充実を図ります。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
教職員新規採用～5年次研修講座の受講者数（人／年）	<u>166</u>	↗	<u>275</u>

4-1-5 心やすらぐ充実した教育環境の整備を計画的に進めます。

（重点取組）

- ①子どもが、快適で充実した環境の中で学校園生活を送れるように、「公共施設の保全計画」に基づき、山手中学校、精道中学校の建替に着手するほか、各学校園施設の整備を実施するとともに、教育備品の整備を計画的に行います。
- ②教職員が、子どもと向き合う時間を確保できるように、外部人材の活用や教育現場の*ICT化など、校務の効率化に総合的に取り組みます。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
「公共施設の保全計画」に対する学校園施設整備の実施率（％／年）	100	→	100
*ICT化によって、子どもと向き合う時間が増えたと感じる <u>教職員</u> の割合（％）	—	↗	67.0

4 市民主体による取組

- ◇学校ボランティアへの参加，協力
- ◇*家読の推進
- ◇スマートフォン，SNS等の正しい理解

〔関連する課題別計画〕

第2期芦屋市教育振興基本計画（H28～H32）

芦屋市いじめ防止基本方針(H26～)

公共施設の保全計画（H24）

⑥ 修正後

施策目標 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

(施策目標推進部：こども・健康部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・ 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。
- ・ 食育や食事バランスについての情報提供を行います。
- ・ こころの健康について気軽に相談できるよう関係機関と連携し支援します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

健診の受診、予防接種の促進の取組では、特定健診、がん検診の受診及び予防接種者数の向上を目指し、啓発や未受診者対策の強化、接種を受けやすい体制づくりに取り組みました。

食育推進では、「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」に基づき、各種相談・講座事業を実施するほか、保育所や学校園においても、保育及び教育課程の中で食育を推進しました。

こころの健康への支援では、啓発事業のほか、インターネットを活用しメンタルヘルスチェックできる「*こころの体温計」の導入や、訪問、面接、電話による相談事業を充実しました。また、芦屋健康福祉事務所など各関係機関との連携や相談・指導活動も継続して行うとともに、スポーツ事業やイベント等でのストレスの解消法や休養についての普及、啓発活動を実施しました。

特定健診やがん検診及び予防接種において、受診率・接種率は向上しているものの、市の計画で定めている目標数値に達していないことから、普及啓発及び未受診者・未接種者対策の強化が必要です。

食育関係についても、講座受講者数の増加も見られますが、生涯を通じた望ましい食習慣を身につけるために必要な情報は、年齢や健康状態などにより異なり、食育との関わりも変化することから、子どもから成人、高齢者に至るまで、そのライフステージに応じた啓発や教育を継続して行うことが必要です。

こころの健康への支援では、自殺予防対策において市内連絡会議を設置し、相談窓口間の情報共有や気づきの強化を図っていますが、様々な原因や動機に対応した予防支援につながるよう相談窓口間の連携を充実させるとともに、こころの健康について相談しやすい環境づくりを図っていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

6-1-1 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。

(重点取組)

- ① 芦屋市国民健康保険加入者の特定健診の普及啓発と未受診者対策に努め、受診率向上を目指します。
- ② がん検診の個別勧奨による未受診者勧奨に努め、受診率向上を目指します。
- ③ 定期予防接種の個別接種勧奨に努め、接種率向上を目指します。

施策目標 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

(施策目標推進部：こども・健康部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・ 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。
- ・ 食育や食事バランスについての情報提供を行います。
- ・ こころの健康について気軽に相談できるよう関係機関と連携し支援します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

健診の受診、予防接種の促進の取組では、特定健診、がん検診の受診及び予防接種者数の向上を目指し、啓発や未受診者対策の強化、接種を受けやすい体制づくりに取り組みました。

食育推進では、「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」に基づき、各種相談・講座事業を実施するほか、保育所や学校園においても、保育及び教育課程の中で食育を推進しました。

こころの健康への支援では、啓発事業のほか、インターネットを活用しメンタルヘルスチェックできる「*こころの体温計」の導入や、訪問、面接、電話による相談事業を充実しました。また、芦屋健康福祉事務所など各関係機関との連携や相談・指導活動も継続して行うとともに、スポーツ事業やイベント等でのストレスの解消法や休養についての普及、啓発活動を実施しました。

特定健診やがん検診において、受診率・接種率は向上しているものの、市の計画で定めている目標数値に達していないことから、今後も、健診等の受診率の向上を図り、定期的な健診を促進するため、普及、啓発及び未受診者対策の強化が必要です。

食育関係についても、講座受講者数の増加も見られますが、生涯を通じた望ましい食習慣を身につけるために必要な情報は、年齢や健康状態などにより異なり、食育との関わりも変化することから、子どもから成人、高齢者に至るまで、そのライフステージに応じた啓発や教育を継続して行うことが必要です。

こころの健康への支援では、自殺予防対策において市内連絡会議を設置し、相談窓口間の情報共有や気づきの強化を図っていますが、様々な原因や動機に対応した予防支援につながるよう相談窓口間の連携を充実させるとともに、こころの健康について相談しやすい環境づくりを図っていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

6-1-1 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。

(重点取組)

- ① 芦屋市国民健康保険加入者の特定健診の普及啓発と未受診者対策に努め、受診率向上を目指します。
- ② がん検診の個別勧奨による未受診者勧奨に努め、受診率向上を目指します。
- ③ 定期予防接種の健診等での個別接種勧奨に努め、接種率向上を目指します。

⑦ 修正後

7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援するとともに地域からの孤立を予防します。

(重点取組)

- ①地域から孤立しがちな人の権利が守られ、地域で安心して暮らすことができるように、支援が必要な人を早期発見し、適切な機関につなぎます。
- ②経済的に困窮し支援を必要としている人等が、地域で安心して暮らし続けることができるように、関係部署等の窓口に案内チラシを配架する等、様々な方法により相談機関の周知を行います。
- ③経済的に困窮し支援を必要としている人等に必要なサービスが円滑に提供されるように、機関間の連携による個別支援を実施します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*権利擁護支援センターの新規相談者数 (人/年)	127	↑	170
生活困窮者自立支援相談の利用者数 (人/年)	<u>※一</u>	↑	<u>500</u>
*生活困窮者自立支援プラン作成者の割合 (%)	<u>二</u>	↑	<u>50.0</u>
生活向上による生活保護自立廃止件数 (世帯/年)	17	↑	20

※平成 27 年度から実施する事業のため、現状値は表記しませんが、権利擁護支援センター等の既存の相談機関において、平成 26 年度は約 300 件の「生活困窮」にかかる相談に対応しました。

4 市民主体による取組

- ◇自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員などへの協力・理解と積極的な参加
- ◇地域の活動に積極的に参加するなど、*地域発信型ネットワークにつながる場への参加
- ◇地区集会所や介護保険施設の地域交流スペース等の身近な施設等の利用

[関連する課題別計画]

第 2 次芦屋市地域福祉計画 (H 24～H 28)

芦屋市障害者(児)福祉計画第 6 次中期計画 (H 27～H 32)

芦屋市第 4 期障害福祉計画 (H 27～H 29)

第 7 次芦屋すこやか長寿プラン 21 (高齢者福祉計画及び介護保険事業計画) (H 27～H 29)

第 2 次芦屋市市民参画協働推進計画 (H27～H31)

7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援するとともに地域からの孤立を予防します。

(重点取組)

- ①地域から孤立しがちな人の権利が守られ、地域で安心して暮らすことができるように、支援が必要な人を早期発見し、適切な機関につなぎます。
- ②経済的に困窮し支援を必要としている人等が、地域で安心して暮らし続けることができるように、関係部署等の窓口に案内チラシを配架する等、様々な方法により相談機関の周知を行います。
- ③経済的に困窮し支援を必要としている人等に必要なサービスが円滑に提供されるように、機関間の連携による個別支援を実施します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*権利擁護支援センターの新規相談者数 (人/年)	127	↑	170
生活困窮者自立支援相談の利用者数 (人/年)	※-	↑	500
*生活困窮者自立支援プラン作成者の割合 (%)	-	↑	50.0
生活向上による生活保護自立廃止件数 (世帯/年)	17	↑	20

※平成 27 年度から実施する事業のため、現状値は表記しませんが、権利擁護支援センター等の既存の相談機関において、平成 26 年度は約 300 件の「生活困窮」にかかる相談に対応しました。

4 市民主体による取組

- ◇自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員などへの協力・理解と積極的な参加
- ◇地域の活動に積極的に参加するなど、*地域発信型ネットワークにつながる場への参加
- ◇身近な施設等の利用

[関連する課題別計画]

第 2 次芦屋市地域福祉計画 (H 24～H 28)

芦屋市障害者(児)福祉計画第 6 次中期計画 (H 27～H 32)

芦屋市第 4 期障害福祉計画 (H 27～H 29)

第 7 次芦屋すこやか長寿プラン 21 (高齢者福祉計画及び介護保険事業計画) (H 27～H 29)

第 2 次芦屋市市民参画協働推進計画(H27～H31)

⑧ 修正後

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

(施策目標推進部：市民生活部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称：市民マナー条例）の周知、啓発、誘導に努めるなど清潔なまちづくりを進めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

「清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称：市民マナー条例）の取組では、JR芦屋駅に加え、平成23年度(2011年度)より阪急芦屋川、阪神芦屋、阪神打出の各駅周辺を喫煙禁止区域に新たに指定し、平成25年(2013年)10月には、市内全域の公共の場所における歩行喫煙等について努力義務から禁止事項へ変更しました。平成23年(2011年)6月からは新たに芦屋川流域及びキャナルパークでのバーベキュー禁止、キャナルパークでのプレジャーボートの航行時間規制を追加し、周知及び警備を行うほか、美化推進員との連携による啓発街頭キャンペーンを実施するなどにより、一定の効果が表れています。さらに市民マナー条例を定着させ、清潔で安全かつ快適な生活環境の確保に向けた取組を総合的に推進するために平成26年(2014年)3月に「芦屋市市民マナー条例推進計画」を策定しました。

美化活動については、芦屋市環境衛生協会が主催する*芦屋わがまちクリーン作戦を学生や事業所などが自由に参加できる自主性重視の仕組みへと改善しました。また、市内公共施設においては、分煙、禁煙とするなど、*受動喫煙防止対策を実施しています。

市民マナー条例に基づく多種多様な推進施策を実施し、着実に市民へのマナー向上施策が浸透してきていると考えられます。市民アンケートによる結果も市民の満足度は高い評価を得ており、取組による良好な生活環境の確保が図られてきています。

しかしながら、市外からの来訪者にも市民マナー条例を守ってもらうためには啓発が不足しているという課題があり、 今後は、市の内外に向けた啓発が必要です。 また、市民への取組においては、行政による啓発やパトロールの規制だけでは、地域での取組の広がりが見られないことや、喫煙する人や犬を飼っている人で目の届かないところでのマナー違反が見受けられるなどの課題もあり、 マナー向上を更に高めるために、 今後も、「市民マナー条例推進計画」に基づき、市民・行政が連携し、周知啓発を図るとともに、一体となった取組を推進していくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

11-2-1 市民と行政が一体となった清潔で安全・快適なまちづくりへの取組を推進します。

(重点取組)

- ①市外からの来訪者にも市民マナー条例を守ってもらえるように、交通事業者等の関係機関との連携や官学協働等、様々な手段により、市の内外に向けた市民マナー条例の周知啓発を強化します。
- ②市民マナー条例推進連絡会や美化推進員と協力しながら、地域の情報交換や合同の街頭キャンペーン、パトロール等、協働による活動を推進します。

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

(施策目標推進部：市民生活部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称：市民マナー条例）の周知、啓発、誘導に努めるなど清潔なまちづくりを進めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

「清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称：市民マナー条例）の取組では、ＪＲ芦屋駅に加え、平成 23 年度(2011 年度)より阪急芦屋川、阪神芦屋、阪神打出の各駅周辺を喫煙禁止区域に新たに指定し、平成 25 年(2013 年)10 月には、市内全域の公共の場所における歩行喫煙等について努力義務から禁止事項へ変更しました。平成 23 年(2011 年)6 月からは新たに芦屋川流域及びキャナルパークでのバーベキュー禁止、キャナルパークでのプレジャーボートの航行時間規制を追加し、周知及び警備を行うほか、美化推進員との連携による啓発街頭キャンペーンを実施するなどにより、一定の効果が表れています。さらに市民マナー条例を定着させ、清潔で安全かつ快適な生活環境の確保に向けた取組を総合的に推進するために平成 26 年(2014 年)3 月に「芦屋市市民マナー条例推進計画」を策定しました。

美化活動については、芦屋市環境衛生協会が主催する*芦屋わがまちクリーン作戦を学生や事業所などが自由に参加できる自主性重視の仕組みへと改善しました。また、市内公共施設においては、分煙、禁煙とするなど、*受動喫煙防止対策を実施しています。

市民マナー条例に基づく多種多様な推進施策を実施し、着実に市民へのマナー向上施策が浸透してきていると考えられます。市民アンケートによる結果も市民の満足度は高い評価を得ており、取組による良好な生活環境の確保が図られてきています。

しかしながら、市外からの来訪者にも市民マナー条例を守ってもらうためには啓発が不足しているという課題があります。また、市民への取組においても、行政による啓発やパトロールによる規制だけでは、地域での取組の広がりが見られないことや、喫煙する人や犬を飼っている人で目の届かないところでのマナー違反が見受けられるなどの課題もあり、今後も、「市民マナー条例推進計画」に基づき、市民・行政が連携し、周知啓発を図るとともに、一体となった取組を推進していくことが必要です。

3 後期 5 年の重点施策

11-2-1 市民・行政が一体となった清潔で安全・快適なまちづくりへの取組を推進します。

(重点取組)

- ①市外からの来訪者にも市民マナー条例を守ってもらえるように、交通事業者等の関係機関との連携や官学協働等、様々な手段により、市の内外に向けた市民マナー条例の周知啓発を強化します。
- ②市民マナー条例推進連絡会や美化推進員と協力しながら、地域の情報交換や合同の街頭キャンペーン、パトロール等、協働による活動を推進します。

⑨ 修正後

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・交通に関するルールとマナーの周知，啓発に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

交通に関するルールとマナーの周知，啓発では，春・秋の「全国交通安全運動」期間中にJR芦屋駅前等でのイベント開催，横断幕，のぼり旗の設置などを行い，チャイルドシート着用の街頭啓発を行ったほか，自転車等交通安全街頭啓発，自転車運転安全教室を実施しました。また，保育所・幼稚園・小学校等において，交通ルールを守り，安全な生活が送れるよう学習する場として，保護者も含めた交通安全教室を実施しました。

しかし，自転車利用者の交通ルール遵守意識は十分に浸透しておらず，道路交通法改正による指導取締りの強化も実施されることから，自転車は「車両」であるということの理解への周知強化とともに，ルールを遵守しなかった場合の罰則や交通事故のリスク等についての啓発，安全教育を推進することが必要となっています。

交通事故による死傷者数は全体として減少傾向にあります。高齢者，15歳以下の子どもとも事故は減少傾向にあります。高齢者については，死傷者の中での占める割合が高くなっています。それぞれ，交通事故にあうケースの多くは，飛び出しや信号無視，安全確認不足など，交通ルール違反が原因であり，危険察知，安全確認の徹底など，引き続き啓発を行っていくことが必要となっています。

また，自転車乗用中の死傷者のうち約6割が，交通ルール違反が原因となっている背景もあり，平成27年(2015年)6月に道路交通法が改正されたほか，自転車利用者が加害者となる自転車事故の被害者救済対策として，兵庫県では条例が制定され，自転車利用者の賠償責任保険の加入が義務化されたことから，賠償責任保険への加入促進に取り組むことも必要です。

3 後期5年の重点施策

12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知，啓発に努めます。

(重点取組)

- ①子どもや高齢者の交通事故の減少のために，街頭啓発や交通安全教室，地域の集会の場等を活用し，周知，啓発を更に強化します。
- ②子どもに対する交通安全教室の内容を見直し，地域の特徴にあわせて改善するとともに，自転車の正しい乗り方について発達に応じた啓発活動を推進します。
- ③自転車の関わる交通事故を減らすために自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進を進めるとともに，自転車事故の際の危機管理として，賠償責任保険の加入促進などの普及，啓発を行い，自転車の安全利用の定着に努めます。

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・交通に関するルールとマナーの周知，啓発に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

交通に関するルールとマナーの周知，啓発では，春・秋の「全国交通安全運動」期間中にJR芦屋駅前等でのイベント開催，横断幕，のぼり旗の設置などを行い，チャイルドシート着用の街頭啓発を行ったほか，自転車等交通安全街頭啓発，自転車運転安全教室を実施しました。また，保育所・幼稚園・小学校等において，交通ルールを守り，安全な生活が送れるよう学習する場として，保護者も含めた交通安全教室を実施しました。

しかし，自転車利用者の交通ルール遵守意識は十分に浸透しておらず，道路交通法改正による指導取締りの強化も実施されることから，自転車は「車両」であるということの理解への周知強化とともに，ルールを遵守しなかった場合の罰則や交通事故のリスク等についての啓発，安全教育を推進することが必要となっています。

交通事故による死傷者数は全体として減少傾向にあります。高齢者，15歳以下の子どもとも事故は減少傾向にあります。高齢者については，死傷者の中での占める割合が高くなっています。それぞれ，交通事故にあうケースの多くは，飛び出しや信号無視，安全確認不足など，交通ルール違反が原因であり，危険察知，安全確認の徹底など，引き続き啓発を行っていくことが必要となっています。

また，自転車乗用中の死傷者のうち約6割が，交通ルール違反が原因となっている背景もあり，平成27年(2015年)6月に道路交通法が改正されたほか，自転車利用者が加害者となる自転車事故の被害者救済対策として，兵庫県では条例が制定され，自転車利用者の賠償責任保険の加入が義務化となることから，賠償責任保険への加入促進に取り組むことも必要です。

3 後期5年の重点施策

12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知，啓発に努めます。

(重点取組)

- ①子どもや高齢者の交通事故の減少のために，街頭啓発や交通安全教室，地域の集会の場等を活用し，周知，啓発を更に強化します。
- ②子どもに対する交通安全教室の内容を見直し，地域の特徴にあわせて改善するとともに，自転車の正しい乗り方について発達に応じた啓発活動を推進します。
- ③自転車の関わる交通事故を減らすために自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進を進めるとともに，自転車事故の際の危機管理として，賠償責任保険の加入促進などの普及，啓発を行い，自転車の安全利用の定着に努めます。

⑩ 修正後

3 後期5年の重点施策

15-1-1 芦屋の個性を生かし、住み続けたいまち・住んでみたいまち・芦屋を目指します。

(重点取組)

- ①まち・ひと・しごと創生法に基づき策定する「芦屋市創生総合戦略」において、本市の良好な住環境や子育て環境の充実及び目標を掲げ、それに基づく施策を実施します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「定住意向」で、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合（%）	84.6	↑	90.0

15-1-2 官民を問わず、様々な資源を活用し、サービス向上に努めます。

(重点取組)

- ①企業、大学などをはじめ民間のノウハウ、資源を積極的に活用します。
 ②広域サービスの提供、効率的運営などの視点から、国、県、近隣市等との連携を検討します。
 ③*指定管理者制度により運営している施設について、外部視点での評価などチェックの質を高め、よりよいサービスが提供できるよう改善に努めるとともに、その他の施設についても効率的な運営方法を検討します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
指定管理運営施設の利用満足度（%）	—	↑	80.0

15-1-3 市が保有する資産を把握し、適正化と有効活用を図ります。

(重点取組)

- ①すべての公共施設の情報を整備し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み等を算出し、現状及び将来見込みを明らかにするとともに、それを踏まえた今後の公共施設の基本方針等を盛り込んだ「*公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の適正化を図ります。
 ②*土地開発公社からの買戻し用地をはじめ未利用地を有効活用できるよう、資産管理を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>活用可能な市有地の</u> 活用率（%）	87.7	↑	100

4 市民主体による取組

- ◇芦屋の個性や魅力を生かし、住宅地と調和した事業の展開（特に事業者）

3 後期5年の重点施策

15-1-1 芦屋の個性を生かし、住み続けたいまち・住んでみたいまち・芦屋を目指します。

(重点取組)

- ①まち・ひと・しごと創生法に基づき策定する「芦屋市創生総合戦略」において、本市の良好な住環境や子育て環境の充実及び目標を掲げ、それに基づく施策を実施します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「 <u>市内に住み続けたい</u> 」と回答した人の割合 (%)	84.6	↑	90.0

15-1-2 官民を問わず、様々な資源を活用し、サービス向上に努めます。

(重点取組)

- ①企業、大学などをはじめ民間のノウハウ、資源を積極的に活用します。
- ②広域サービスの提供、効率的運営などの視点から、国、県、近隣市等との連携を検討します。
- ③*指定管理者制度により運営している施設について、外部視点での評価などチェックの質を高め、よりよいサービスが提供できるよう改善に努めるとともに、その他の施設についても効率的な運営方法を検討します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
指定管理運営施設の利用満足度（%）	—	↑	80.0

15-1-3 市が保有する資産を把握し、適正化と有効活用を図ります。

(重点取組)

- ①すべての公共施設の情報を整備し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み等を算出し、現状及び将来見込みを明らかにするとともに、それを踏まえた今後の公共施設の基本方針等を盛り込んだ「*公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の適正化を図ります。
- ②*土地開発公社からの買戻し用地をはじめ未利用地を有効活用できるよう、資産管理を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>活用可能な市有地</u> の活用率（%）	87.7	↑	100

4 市民主体による取組

- ◇芦屋の個性や魅力を生かし、住宅地と調和した事業の展開（特に事業者）
- ◇芦屋の個性や魅力の発信

4-1-2 子どもたちの学習意欲の向上と学力の定着を図る指導を充実します。

(重点取組)

- ① 全国学力・学習状況調査の結果を分析し、基礎的・基本的な知識、技能を活用する力をはぐくむ指導の研究を推進するとともに、算数・数学の*チューター、*理科推進員を効果的に活用し、学力が定着しにくい児童生徒の学習意欲と学力の向上を目指します。
- ② 英語学習の教科化に備え、子どもの英語の学習意欲と活用能力が向上するように、小学校に英語を系統的、専門的に指導する人材を配置するとともに、中学校との滑らかな接続を目指したカリキュラムを作成し、指導の充実を図ります。
- ③ 子どもが読書の喜びや楽しさを体感し、読書意欲を高めることができるよう、*家読(うちどく)等の活動を推進し、子どもの読書機会を増やします。また、本を活用した学習を推進するために、授業での学校図書館利用を促進するとともに、公立図書館との連携を強化します。
- ④ 特別な支援が必要な子どもが持てる能力を伸ばし発揮できるよう、*インクルーシブ教育システムの構築をめざし、共に学びながら、個別のニーズに応じた教育を十分に受けられる環境整備を進めます。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
中学校の数学で「授業がよくわかる」と答えた生徒の割合 (%)	80.0	⇒	80.0
小学校の英語学習で、「これからも英語を使ってみたい」と答えた児童の割合 (%)	92.1	⇒	92.1
児童生徒一人あたりの学校図書館における図書貸出し冊数 (冊/年)	小学校 59.7 中学校 14.6	↑	小学校 65 中学校 17
特別支援教育に係る研修会、研究会の参加者数 (人/年)	424	↑	486

4-1-3 子どもたちが命や人権を大切にする「豊かな心」と、「健やかな体」をバランスよく身に付けられるよう取り組みます。

(重点取組)

- ① 「いじめは人権侵害であり、決して許されない行為である。」との認識のもと、「芦屋市いじめ防止基本方針」に基づき、教育相談の充実や実態把握のためのアンケート調査を実施するとともに、子どもたち自身がいじめについて考える機会を設けるなど、いじめ防止策を推進します。
- ② 学校だけで解決が困難な生徒指導事案の対応を支援するために、関係機関との連携をさらに強化し、学校の生徒指導を支援する体制整備を進めます。
- ③ スマートフォン等、インターネット利用に係る弊害やトラブルを防止するため、子どもの発達段階に応じて、情報を正しく選択し活用する教育を推進するとともに、保護者等への啓発を行います。

4-1-2 子どもたちの学習意欲の向上と学力の定着を図る指導を充実します。

(重点取組)

- ① 全国学力・学習状況調査の結果を分析し、基礎的・基本的な知識、技能を活用する力をはぐくむ指導の研究を推進するとともに、算数・数学の*チューター、*理科推進員を効果的に活用し、学力が定着しにくい児童生徒の学習意欲と学力の向上を目指します。
- ② 英語学習の教科化に備え、子どもの英語の学習意欲と活用能力が向上するように、小学校に英語を系統的、専門的に指導する人材を配置するとともに、中学校との滑らかな接続を目指したカリキュラムの研究・開発に取り組みます。
- ③ 子どもが読書の喜びや楽しさを体感するように、授業における学校図書館の活用を促進するとともに、公立図書館との連携を進め、*家読（うちどく）等子どもたちの読書意欲を高める取組を研究し、推進します。
- ④ 特別な支援が必要な子どもが持てる能力を伸ばし発揮できるよう、*インクルーシブ教育システムの構築をめざし、共に学びながら、個別のニーズに応じた教育を十分に受けられる環境整備を進めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>中学校の数学で「授業がよくわかる」と答えた生徒の割合（％）</u>	80.0	⇒	<u>80.0</u>
<u>小学校の英語学習で、「これからも英語を使ってみたい」と答えた児童の割合（％）</u>	<u>92.1</u>	⇒	<u>92.1</u>
児童生徒一人あたりの学校図書館における図書貸出し冊数（冊／年）	<u>小学校</u> <u>59.7</u> <u>中学校</u> <u>14.6</u>	↑	<u>小学校</u> <u>65</u> <u>中学校</u> <u>17</u>
特別支援教育に係る研修会、研究会の参加者数（人／年）	<u>424</u>	↑	<u>486</u>

4-1-3 子どもたちが命や人権を大切にする「豊かな心」と、「健やかな体」をバランスよく身に付けられるよう取り組みます。

(重点取組)

- ① いじめや、いじめに起因する不登校等の発生を未然に防止するため、「芦屋市いじめ防止基本方針」に基づき、教育相談の充実や実態把握のためのアンケート調査を実施するとともに、子どもたち自身がいじめについて考える機会を設ける等、いじめ防止策を推進します。
- ② 学校だけで解決が困難な生徒指導事案の対応を支援するために、関係機関との連携をさらに強化し、学校の生徒指導を支援する体制整備を進めます。
- ③ スマートフォン等、インターネット利用に係る弊害やトラブルを防止するため、子どもの発達段階に応じて、情報を正しく選択し活用する教育を推進するとともに、保護者等への啓発を行います。

⑭ 修正後

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

(施策目標推進部：社会教育部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・青少年が将来の夢や希望を持ち、必要な知識や能力を身につけられるよう支援します。
- ・青少年の健やかな育成に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

青少年育成支援では、自然の中でのキャンプや昔あそびのイベントの定期的な開催等によって様々な体験事業に取り組み、事業にはこれまで育成した*青少年リーダーを派遣し、リーダー育成を行いました。学校においては、中学校では*トライやる・ウィークによる職場体験、幼児教育体験をはじめ、福祉体験、芸術文化活動等の地域社会の中での様々な体験活動により、生徒が豊かな感性や創造性を身につけることができるよう取り組みました。また、小学校では、児童が問題を解決する力や共に生きる心などを身につけることができるよう、自然学校、環境体験学習、宿泊訓練等、自然の中での様々な体験活動を行いました。

青少年健全育成の取組では、白ポストの設置等による有害環境の浄化活動、愛護委員による市内街頭巡視活動、愛護だより等の発行による広報啓発活動、愛護委員の資質向上のための研修などに取り組むとともに、相談活動では、青少年愛護センターやカウンセリングセンターのほか、「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉」に掲げた*若者相談センター「アサガオ」を平成25年(2013年)10月に開所し、関係機関との連携を図りつつあります。また、不登校等の児童生徒については、*適応教室において学校復帰支援を行いました。

家庭や地域社会の子ども・若者を育成する教育力の低下が指摘され、また、非正規労働者の増大等、若者の雇用環境に厳しい状況が続くなか、今後、子ども・若者が将来の夢や希望を持てるように、地域と連携した体験・交流活動の機会を提供するとともに、勤労観、職業観を養い自立できる社会人になるようキャリア教育を充実することが必要です。また、困難を有する若者への支援を進めることが課題となっており、就労支援等も含め関係機関と連携しながら、「芦屋市子ども・若者計画」に基づいて施策を推進することが必要です。

3 後期5年の重点施策

4-2-1 子ども・若者が将来の夢や希望を持てるよう支援します。

(重点取組)

- ①小中学校において、子どもたちに将来への夢や希望をはぐくむ指導、望ましい勤労観や職業観など社会的・職業的自立のために必要な資質や能力を育てる教育を充実します。
- ②地域で次代の社会を担う大人になるための資質を養えるよう、自然学校、*トライやる・ウィーク、キャンプ、*あしやキッズスクエア事業など、体験活動に参加する機会を提供します。

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

(施策目標推進部：社会教育部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・ 青少年が将来の夢や希望を持ち、必要な知識や能力を身につけられるよう支援します。
- ・ 青少年の健やかな育成に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

青少年育成支援では、自然の中でのキャンプや昔あそびのイベントの定期的な開催等によって様々な体験事業に取り組み、事業にはこれまで育成した*青少年リーダーを派遣し、リーダー育成を行いました。学校においては、中学校では*トライやる・ウィークによる職場体験、幼児教育体験をはじめ、福祉体験、芸術文化活動等の地域社会の中での様々な体験活動により、生徒が豊かな感性や創造性を身につけることができるよう取り組みました。また、小学校では、児童が問題を解決する力や共に生きる心などを身につけることができるよう、自然学校、環境体験学習、宿泊訓練等、自然の中での様々な体験活動を行いました。

青少年健全育成の取組では、白ポストの設置等による有害環境の浄化活動、愛護委員による市内街頭巡視活動、愛護だより等の発行による広報啓発活動、愛護委員の資質向上のための研修などに取り組むとともに、相談活動では、青少年愛護センターやカウンセリングセンターのほか、「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉」に掲げた*若者相談センター「アサガオ」を平成 25 年(2013 年)10 月に開所し、関係機関との連携を図りつつあります。また、不登校等の児童生徒については、*適応教室において学校復帰支援を行いました。

家庭や地域社会の子ども・若者を育成する教育力の低下が指摘され、また、非正規労働者の増大等、若者の雇用環境に厳しい状況が続くなか、今後、子ども・若者が将来の夢や希望を持てるように、地域と連携した体験・交流活動の機会を提供するとともに、勤労観、職業観を養い自立できる社会人になるようキャリア教育を充実することが必要です。また、困難を有する若者への支援を進めることが課題となっており、就労支援等も含め関係機関と連携しながら、「芦屋市子ども・若者計画」に基づいて施策を推進することが必要です。

3 後期 5 年の重点施策

4-2-1 子ども・若者が将来の夢や希望を持てるよう支援します。

(重点取組)

- ①自立できる社会人になるように、小・中学校において、子どもたちに将来への夢や希望をはぐくむ指導や、働くことの意義・目的など、望ましい勤労観や職業観を養うためのキャリア教育を充実します。
- ②地域で次代の社会を担う大人になるための資質を養えるよう、自然学校、*トライやる・ウィーク、キャンプ、*あしやキッズスクエア事業など、体験活動に参加する機会を提供します。

3 後期5年の重点施策

13-1-1 芦屋らしい魅力ある住まい・まちづくりを促進します。

(重点取組)

- ①良好な住環境の維持・誘導のため、新築住宅の整備にあたって、「景観計画」又は「住みよいまちづくり条例」等によるまちづくり行政の適切な継続運用を図ります。
- ②長期にわたって使用可能な質の高い新築住宅を供給するため、*長期優良住宅の認定取得の普及を図ります。

13-1-2 良質な住宅ストック形成への対策に努めます。

(重点取組)

- ①住宅に関する課題解決が図られるように、市内マンション管理組合のネットワーク会議も活用しながら、マンションの長期修繕計画の策定などをはじめとした住宅相談を拡充します。
- ②マンションの共用部や高齢者や障がい者世帯の居住住宅の改善が進むようバリアフリー改造助成の周知、啓発を行います。
- ③安全安心で良質な住宅維持を促進するため、中古住宅流通に携わる関係団体との調整を行うなど、中古住宅のリフォーム改修の促進を図ります。
- ④空家家(戸建, 集合)について、現状を把握し、問題点等を整理するための取組として、分譲マンションの**利用**状況調査を実施し、**今後の取組を検討します。**

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
<u>「*芦屋市マンションネットワーク会議」への登録件数割合 (%)</u>	<u>4.4</u>	↑	<u>7.6</u>
分譲共同住宅共用部分及び戸建住宅のバリアフリー化助成件数 (件/年)	<u>419</u>	↑	<u>430</u>

13-1-3 *市営住宅の大規模集約事業を円滑に実施します。

(重点取組)

- ①*市営住宅大規模集約事業において、高齢者や障がいのある人が安心して生活できる環境づくりに寄与し、良好なコミュニティの形成に配慮した住宅を建設し、新規住宅へのスムーズな転居を図ります。

4 市民主体による取組

- ◇良好な住環境の形成への理解と協力
- ◇マンション管理組合の理解と協力
- ◇市営住宅の建替等についての入居者の理解と協力

3 後期5年の重点施策

13-1-1 芦屋らしい魅力ある住まい・まちづくりを促進します。

(重点取組)

- ①良好な住環境の維持・誘導のため、新築住宅の整備にあたって、「景観計画」又は「住みよいまちづくり条例」等によるまちづくり行政の適切な継続運用を図ります。
- ②長期にわたって使用可能な質の高い新築住宅を供給するため、*長期優良住宅の認定取得の普及を図ります。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*まちづくり協定地区内の建築届出数 (累積件数)	4	↗	80
新築住宅における認定*長期優良住宅の割合 (%)	50	↗	60

13-1-2 良質な住宅ストック形成への対策に努めます。

(重点取組)

- ①住宅に関する課題解決が図られるように、市内マンション管理組合のネットワーク会議も活用しながら、マンションの長期修繕計画の策定などをはじめとした住宅相談を拡充します。
- ②マンションの共用部や高齢者や障がい者世帯の居住住宅の改善が進むようバリアフリー改造助成の周知、啓発を行います。
- ③安全安心で良質な住宅維持を促進するため、中古住宅流通に携わる関係団体との調整を行うなど、中古住宅のリフォーム改修の促進を図ります。
- ④空家(戸建, 集合)について、現状を把握し、問題点等を整理するための取組として、分譲マンションの利用状況調査を実施し研究します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>「*芦屋市マンションネットワーク会議」への登録件数割合(%)</u>	<u>4.4</u>	↗	<u>7.6</u>
分譲共同住宅共用部分及び戸建住宅のバリアフリー化助成件数(件/年)	<u>419</u>	↗	<u>430</u>

13-1-3 *市営住宅の大規模集約事業を円滑に実施します。

(重点取組)

- ①*市営住宅大規模集約事業において、高齢者や障がいのある人が安心して生活できる環境づくりに寄与し、良好なコミュニティの形成に配慮した住宅を建設し、新規住宅へのスムーズな転居を図ります。